

(第1号訪問事業所： 県の運営指導とは別の日に実施する場合)

## 事前提出資料

- 下記の事前提出資料を作成いただき、印刷又はコピーしたものを1部提出してください。
- 提出いただいた資料の写しは、事業所の方でも保管をお願いします。  
実地指導当日は、提出いただいた資料に基づいて運営状況を確認しますので、必ずその写しをお手元にご用意願います。

○が付いた事前提出資料の様式は、志木市のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

トップページ > 分類でさがす > 暮らしの情報 > 福祉・介護 > 地域福祉 > 介護サービス事業者等に対する実地指導・自主点検シートについて

様式をホームページに掲載	チェック欄	事前提出資料の種類
○		1 自主点検シート「(訪問介護併設) 第1号訪問事業」 ・「点検結果」の欄の該当する項目にチェック又は記入・入力いただいたうえで、提出してください。
		2 運営規程(第1号訪問事業分) ・改正している場合は、直近で改正したもの。
		3 重要事項説明書、個人情報使用同意書(第1号訪問事業用) ・現在、使用している最新の様式。 ・利用者が署名したものではなく、様式を提出してください。
○		4 職員名簿 ・運営指導の実施日の前々月の1日現在で作成してください。 ・記載項目が同じであれば、他の様式でも構いません。
○		5 職員の勤務実績表 ・運営指導の実施日の前々月分の「勤務実績表」を作成してください。 ・記載項目が同じであれば、他の様式でも構いません。
○		6 利用者数 ・記載項目が同じであれば、他の様式でも構いません。
		7 事業所の平面図 ・運営指導の通知を受け取った時点での事業所の平面図の写し。
		8 パンフレット ・作成されていない場合は、不要です。

## 当日準備資料

- 運営指導当日に、確認させていただく資料は下記のとおりです。  
下記資料のうち、「該当がないもの」、「通常作成していないもの」については、準備は不要です。
- 運営指導を行う場所に全ての資料をそろえておく必要はありませんが、速やかに提示できるように、事前に確認又は準備をお願いします。

1 運営に関する書類（第1号訪問事業に係る書類）	
	・運営規程      ・重要事項説明書      ・個人情報使用同意書
	・個別サービス計画      ・介護予防・生活支援サービス計画
	・利用者ごとのサービス提供の記録      ・サービス提供票
	・各種加算の要件等が確認できる書類
2 介護報酬の請求に関する資料（第1号訪問事業に係る書類）	
	・介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（控）